

令和2年4月9日

筑波大学在学生各位

学生担当副学長
佐藤忍

緊急事態宣言発令に伴う課外活動の自粛について(要請)

政府の緊急事態宣言の発令(以下「緊急事態宣言」という。)に伴い、令和2年4月8日付で茨城県から県内10市町※1に以下のとおり新型コロナウイルス感染拡大防止対応として外出自粛要請(要請期間:5月6日(水)まで)がありました。

また、つくば市においても緊急事態宣言を受け、令和2年4月7日付で「緊急事態宣言発令に伴う市民のみなさまへのお願い」により、5月6日(水)まではつくば市内での外出は曜日や時間を問わず最小限にするよう要請されています。

については、茨城県やつくば市が外出自粛を要請している期間中は、不要・不急の外出を控え、外出を伴う課外活動(個人でのジョギングやストレッチ等のトレーニングを除く。)は行わないよう要請します。

なお、期間中は学内の各施設(課外活動施設・教室・体育施設等)の利用が制限されるものがありますことを申し添えます。

加えて、学生部が管理している課外活動施設等(文サ館、体サ館、課外活動練習施設、開学記念館、虹の広場)の利用停止期間を5月6日(水)まで延長することとしますので、併せてお知らせします。※2

○茨城県からの要請(抜粋)※3

感染拡大要注意市町村(10市町)に居住の方及び事業者に対する要請

- ・平日昼間を含めた不要不急の外出自粛
- ・会社員等の通勤自粛

※社会機能を維持するために必要な職種を除き、オフィスでの仕事は原則自宅(テレワーク等を活用)

- ・県立高校生の10市町外への通学自粛

県内に居住の方に対する要請

- ・緊急事態宣言の対象地域への通勤・通学を含め移動自粛
- ・緊急事態宣言の対象地域に住む家族等に対する帰省の呼びかけ自粛
- ・やむを得ず緊急事態宣言の対象地域から帰省した場合は、なるべく家族との接触を避け、14日間の自宅待機。

※1 古河市、つくば市、つくばみらい市、守谷市、土浦市、阿見町、牛久市、竜ヶ崎市、取手市、
神栖市

※2 利用が停止され施錠された施設内に私物等があり、利用停止期間中に取り出したい場合は以下の警備員室に開錠を依頼してください。

- ・文サ館 → 第一エリア警備員室
- ・体サ館、課外活動練習施設、開学記念館 → 体芸エリア警備員室

※3 茨城県及びつくば市からの要請に関する詳細は以下を参照してください。

茨城県 URL:<https://www.pref.ibaraki.jp/1saigai/2019-ncov/yousei.html>

つくば市 URL:<https://www.city.tsukuba.lg.jp/kosodate/oshirase/1010088.html>